

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業 通所訪問型短期集中サービス実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年豊健高第2957号。以下「実施要綱」という。）に定める通所訪問型短期集中サービスの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱で使用する用語は、実施要綱において使用する用語の例による。

(目 的)

第3条 このサービスは、生活機能の低下した者に対して、通所型とリハビリテーション専門職（以下「リハ職」という。）等が実施する訪問型とを組み合わせ、短期集中的にその生活機能を改善するための支援を行なうことによって、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(サービスの内容)

第4条 サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 通所型とリハ職等が実施する訪問型とを組み合わせ実施
- (2) 通所型の「とよなかパワーアップ体操」の実施、訪問型でのリハ職が立案した個別プログラムの実施
- (3) 自力通所が困難な対象者には送迎サービスを実施

(対象者)

第5条 事業の対象者は、次のいずれも該当するものとする。

- (1) 実施要綱第5条に定める者のうち、第4条第1号ウ（ア）に定める介護予防ケアマネジメントにより、利用が必要と認められる者
- (2) このサービスを利用することによって、第3条に定める効果が期待できるものとして市長が別に定める基準を満たす者

(費用)

第6条 事業の本人負担は無料とする。

(利用期間)

第7条 利用期間は原則として3か月とする。ただし、介護予防ケアマネジメントにおいて3か月終了後も必要性が認められる者に対しては、最長6か月まで延長できる。

(事業主体)

第8条 この事業の実施主体は、豊中市とする。ただし、適切に事業が実施できると認められる者に対しては、一部あるいは全部を委託できるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年10月1日から実施する。ただし、この要綱の施行について必要な準備行為は要綱の施行日前においても行うことができる。

附則

この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。